

(パネルディスカッション)

ヘルスサイエンス情報専門員認定制度 ―専門職制度の確立に向けて―

NPO 法人日本医学図書館協会専務理事
日本医科大学図書館
殿 崎 正 明

認定資格「ヘルスサイエンス情報専門員」制度は、ヘルスサイエンス分野の図書館等の情報サービス機関に勤務し、保健・医療情報に関する専門的知識・技能を有している人を、NPO 法人日本医学図書館協会が認定するものである。この資格取得を目指すことにより、協会会員のさらなる資質向上を図ること、また、保健、医療情報の専門的知識・技能及び管理・調整能力を持つ医学図書館員の育成を促すことを本制度は目的としている。保健・医療情報の専門家としての経歴を積み、社会的に認められる資格を望む人、情報サービス機関の諸活動に積極的に責任をもって貢献していく意志のある人が認定対象となる。

第5回までの認定資格審査の結果は次のとおりである。人数は、上級、中級、初級の合計を表す。

第1回認定者 60 名（申請者 61 名）

第2回認定者 18 名（申請者 18 名）

第3回認定者 17 名（申請者 17 名）

第4回認定者 8 名（申請者 10 名）

第5回認定者 22 名（申請者 22 名）

合計 125 名の「ヘルスサイエンス情報専門員」が誕生している。内訳は、上級 53 名、中級 27 名、初級 45 名である。

経過措置期間は認定資格規程で定めるとおり、2003年11月20日の本制度施行日から3年間で、2006年7月 受付の第6回申請までが、中級・上級資格からも申請可能となっている。第6回が中級・上級資格を直接得る最後の機会で来年の1月からは初級から順番に取得しなければならなくなる。また中級・上級資格を取得者が5年以内に更新できなかった場合は、自動的に初級資格保持者となるので、資格取得者は来年から更新の準備が必要となる。

専門職制度を確立していくために必要な事は、認定された資格が如何に有効な価値あるものとして活用されるのか、また認定資格を取る事が本当に名誉な事なのかステータスとしての意味があるのかという問いに答えて行く必要がある。いづれを考えても、鶏と卵の関係のように捉えられるが現実問題として有効性を高める戦略についての提案を行う。